様式第17号（第12条関係）

障害児通所給付費等利用者負担額減額・免除決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

身延町長 印

年 月 日付けで申請のありました利用者負担額の減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 申請者氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 決定の内容 | □　減額・免除を認定する。  　□　減額・免除を認定しない。 | |
| 減額・免除の内容 | 適用年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 有効期限 | 年　　　月　　　日 |
| 減額・免除の率 | ／１００ |
| 認定しない理由 |  | |

不服申立て及び取消訴訟

　１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、山梨県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

　２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に身延町を被告として（訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　　(１)　審査請求があった日翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

　　(２)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　　(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先 身延町